

議員の通称（旧姓）使用の取扱いの現状（国会及び地方議会における規定例）

議員の通称（旧姓）使用の取扱いの現状

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっている。

<国会の例>

参議院先例録（抄）（平成25年版）

第七章 議員

第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回国会から議員の通称使用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

<地方議会の例>

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）
第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）
第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

（承認）
第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

（承認の申請）
第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）
第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）
第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）
第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）
第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（疑義の決定）
第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。